

### 1. 改正の概要

- 簡易課税制度におけるのみなし仕入率が以下のとおり見直されます。

該当する事業		卸売業	小売業	製造業等	その他の事業	金融業及び保険業	サービス業等	不動産業
改正前	事業区分	第1種	第2種	第3種	第4種		第5種	
	のみなし仕入率	90%	80%	70%	60%		50%	
改正後	のみなし仕入率	90%	80%	70%	60%	50%		40%
	事業区分	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種		第6種(※1)

(※1) 平成26年度税制改正大綱により新設

(※2) 簡易課税制度による納付税額：売上高 × 消費税率 - 売上高 × のみなし仕入率 × 消費税率

(※3) 簡易課税制度の適用要件：前々年(個人)又は前々事業年度(法人)の課税売上高が5,000万円以下であり、かつ、「簡易課税制度選択届出書」を事前に提出していること

○平成27年4月1日以後に開始する課税期間について適用される。

### 2. 実務上の留意点

- 実際の課税仕入額が多い場合には、今まで以上に慎重に原則課税と簡易課税の有利判定を行う必要がある。  
(例：外注先が多い不動産管理業者等)